

大分県報

平成三十年
第三〇四六号
十二月二十一日

（金曜日）

目次

公安委員会規則

大分県公安委員会事務決裁規則の一部改正……………

告示

解除予定保安林……………

道路区域の変更……………

道路の供用開始……………

公告

都市計画事業の事業計画の認可……………

○公安委員会規則

大分県公安委員会事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月21日

大分県公安委員長 石 田 敦 子

大分県公安委員会規則第7号

大分県公安委員会事務決裁規則の一部を改正する規則

大分県公安委員会事務決裁規則（平成13年大分県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）に規定する事務の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○告 示

大分県告示第七百一十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林の指定を解除する予定である旨通知があった。

平成三十年十二月二十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 解除予定保安林の所在場所

白杵市野津町大字白岩字戸屋平六七四番二（次の図に示す部分に限る。）、六七八番二

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

道路用地

（「次の図」は、省略し、その図面を大分県農林水産部森林保全課及び大分県中部振興局並びに白杵市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第七百一十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成三十年十二月二十一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成三十年十二月二十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	区 間	区域変更前後別	敷地の幅員	延 長
県道大入島北循環線	佐伯市大字日向泊浦字長谷九五三番二から	前	メートル 二九・九	メートル 五一九・〇
	佐伯市大字日向泊浦字蔭ノ浦八八六番三まで	後	メートル 三二・四	メートル 五一九・〇

道路の種類及び路線名	区 間	区域変更前後別	敷地の幅員	延 長
県道大入島北循環線	佐伯市大字日向泊浦字長谷九五三番二から	前	メートル 二九・九	メートル 五一九・〇
	佐伯市大字日向泊浦字蔭ノ浦八八六番三まで	後	メートル 三二・四	メートル 五一九・〇

大分県告示第七百十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十年十二月二十一日から二週間大分県土木建築部道路保課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成三十年十二月二十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名 供用開始区間 供用開始年月日

県道大入島北循環線

佐伯市大字日向泊浦字長谷九五三番三から
佐伯市大字日向泊浦字蔭ノ浦八八六番四まで

平三〇・一二・二一

○公 告

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十二条第一項の規定による別府国際観光温泉文化都市建設計画道路事業の事業計画の認可の告示が平成三十年十二月十七日付け九州地方整備局告示第百三十四号をもってなされたので、同法第六十六条の規定に基づき次のとおり公告する。

平成三十年十二月二十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 都市計画事業の種類及び名称

平成三十年九州地方整備局告示第百三十四号別府国際観光温泉文化都市建設計画道路事業

三・四・十四号 南立石亀川線

二 施行者の名称

大分県

三 事務所の所在地

主たる事務所 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課 大分市大手町三丁目一番一
号

四 事業地

従たる事務所 大分県別府土木事務所 別府市大字鶴見字下田井十四番一号

1 収用の部分

大分県別府市大字鶴見字横土井、字木ノ原、字尾ノ根、字大畑、字原中、字瓦屋敷、
字門田及び字中野地内

2 使用の部分

大分県別府市大字鶴見字門田及び字中野地内